

集団的・差別的な監視を可能にする生体認識技術の世界的禁止を求める公開書簡

私たち以下の署名者は、集団的な監視や差別的な標的型監視を可能にする顔認識および遠隔生体認識技術の使用を全面的に禁止することを求めます。これらの技術は、どこにいても人々を識別し、追跡し、選別し、追跡する能力を有しており、プライバシーやデータ保護の権利、表現の自由、集会や結社の自由（抗議行動の犯罪化につながり、抑止効果をもたらす）、平等や差別を受けない権利など、私たちの人権や市民的自由を損ないます。顔認識や遠隔生体認識技術は、数多くの人権侵害を可能にしてきました。

[中国](#)、[米国](#)、[ロシア](#)、[英国](#)、[ウガンダ](#)、[ケニア](#)、[スロベニア](#)、[ミャンマー](#)、[アラブ首長国連邦](#)、[イスラエル](#)、[インド](#)では、デモ参加者や一般市民を監視することで、プライバシーや集会・結社の自由が損なわれています。[米国](#)、[アルゼンチン](#)、[ブラジル](#)では、無実の人が不当に逮捕されたことにより、人々のプライバシーの権利や、適正手続きや移動の自由に対する権利が損なわれてきました。また、[中国](#)、[タイ](#)、[イタリア](#)では、少数民族や宗教団体、その他の社会から疎外され抑圧されたコミュニティを監視することで、人々のプライバシーの権利や、平等や差別されない権利が侵害されています。


これらのテクノロジーは、設計上、人々の権利を脅かし、すでに大きな被害をもたらしています。技術的にも法的にも、これらの脅威を完全に排除することはできません。したがって私たちは、政府であれ民間であれ、公共の場や公的にアクセス可能な空間では、決して使用すべきではないと考えています。悪用される可能性はあまりにも大きく、その結果はあまりにも深刻です。

私たちが禁止を求める理由は、モラトリアムによってこれらの技術の開発と使用を一時的に停止し、証拠を集めて民主的な議論を行うための時間を確保することができたとしても、こうした調査や議論によって、公共のアクセス可能な空間でのこれらの技術の使用が私たちの人権や市民的自由と相容れないものであり、永久に完全に禁止されなければならないことがさらに明らかになるだけだからです。

呼びかけの範囲

「顔認識」および「遠隔生体認識」という用語は、携帯電話のロックを解除するための顔認証システムや、特定の場所へのアクセスを許可するための顔認証システム、動作を識別する技術、性別や感情の状態を検出すると称するシステムなど、広範囲の技術をカバーしています。

私たちが特に禁止を求めているのは、これらの技術を利用して個人を、個人の集合から識別または区別することであり、これは顔や生体情報の「識別」（1対多の照合）としても知られていますが、これ



に限定されるものではありません。私たちは、集団的な監視や差別的な標的型監視、すなわち宗教的、民族的、人種的少数派、政治的反体制派、その他の疎外されたグループの人権および市民的自由に不均衡な影響を与える監視を可能にする方法で、顔、歩行、声、個人的な外見、またはその他のバイOMETリック識別子を使用して、個人を識別、特定、または追跡するためにこれらの技術を使用することに懸念を抱いています。また、場合によっては、顔やその他のバイOMETリクスによる「認証」システム(1対1の照合)が、他の目的に再利用できる大規模な中央管理型バイOMETリクスデータベースを構築するなど、問題のある監視を同様に可能にする方法で構築・利用できることも知っています。

顔認識や遠隔生体認識のアプリケーションの中には、法的な個人情報にリンクしないことで人々のプライバシーを保護すると主張するものがありますが、それにもかかわらず、こうした技術は、公共の場で個人を特定したり、個人の特性や行動について推測したりするために使用されることがあります。このような状況では、個人を特定できる情報を保護するためにデータが匿名化されているか、局所的(すなわち「エッジ」)でしか処理されていないかは問題ではありません。これらのツールは基本的に、私たちの権利とは相容れない方法で人々を監視するために設計され、それを可能にしているため、私たちの権利に対する侵害はいずれにしても発生します。


さらに、顔やバイOMETリック分類の多くのアプリケーションは、人々の性別、感情、その他の個人の属性について推論や予測を行います。その科学的基盤には重大かつ根本的な欠陥があります。つまり、私たちについての推論はしばしば根拠がなく、場合によっては[骨相学や人相学といった優生学的理論を運用](#)していることもあります。その結果、差別を永続させる上、監視や誤った特徴づけという新たな被害をもたらしています。

私たちが禁止を求めているのは、これらの技術が公共のアクセス可能な空間や人々が避けることのできない空間での監視のために使用される場合です。法執行機関によるこれらの技術の使用は、注目と批判を集めていますが、民間企業による使用も同様に、私たちの権利を脅かす可能性があります。特に、民間企業が官民連携により政府や公的機関にうまく代わって監視を行う場合や、そのような監視から得られた情報を当局に提供する場合は、その可能性が高くなります。

また、民間の顔認識プロバイダーが[「疑わしい」個人のデータベース](#)を作成・統合し、そのデータベースを複数のクライアントと共有するという憂慮すべき事態も発生しています。これは事実上、民間企業間で共有される「全国規模のデータベース」を作ることになります。このデータベースは、訓練を受けていないスタッフの裁量で作成され、何の監視も受けません。また、このようなデータベースを使用するすべての施設で、監視リストに掲載されている個人に対する差別が発生する可能性があります。

街の公園、学校、図書館、職場、交通の要所、スポーツスタジアム、住宅地、さらにはソーシャルメディアプラットフォームなどのオンラインスペースで人々を監視するためにこれらの技術が使用されることは、私たちの人権と市民的自由に対する本質的な脅威であり、阻止しなければなりません。

なぜ禁止なのか？



顔認識や遠隔生体認識技術には、人種的な偏見が反映されたり、肌の色が濃い人ほど精度が低いなど、現状では技術的に大きな欠陥があります。しかし、これらのシステムを技術的に改善しても、私たちの人権や市民的自由に対する脅威がなくなるわけではありません。

より多様な学習データを追加したり、精度を向上させたりすることで、これらのシステムの現在の問題点を解決することはできますが、それは結局のところ、監視の手段としてのこれらのシステムを完璧なものにし、私たちの権利を侵害するのに効果的なものにするだけです。

これらの技術は、大きく分けて2つの点で私たちの権利を脅かしています。

第一に、入力データと比較される顔のデータベースであるトレーニングデータや、これらのシステムで処理されるバイOMETリックデータは、通常、本人の知識や同意、あるいは対象となることを純粹に自由に選択することなく取得されるため、これらの技術は大量かつ差別的な標的型監視を意図的に促進することになります。

第二に、公共の場にいる人々が瞬時に識別され、特定され、追跡される限り、彼らの人権と市民的自由は損なわれてしまいます。このような技術が公共のアクセス可能な空間で使用される可能性があるという考えだけでも、人々の権利行使能力を弱めるような萎縮効果をもたらします。


これらの技術が公共の安全を向上させるという疑わしい主張がみられますが、私たちの権利に対する組織的侵害の深刻さは、いかなる利益にも凌駕します。私たちは、これらの技術がどのように悪用され、ほとんど、あるいは全く透明性を持たずに利用されているかを示す多くの証拠を目の当たりにしています。

歴史的に警察活動がどのように行われてきたかを調査・分析すると、監視技術の実験的な使用は、多くの場合、有色人種のコミュニティ、伝統的に構造的な人種主義や差別の対象となってきたコミュニティを含む、経済的に恵まれない、周縁化されたコミュニティを犯罪化してきたことがわかります。顔認識技術や遠隔生体認識技術の使用もその例外ではなく、だからこそ、さらに危険な監視インフラが作られたり、恒久化されたりする前に止めなければならないのです。

このようなツールが存在するだけで、法執行機関や民間企業(あるいは官民連携)の手に渡るかどうかにかかわらず、目的外使用、公共空間の監視強化の誘因を生み、表現の自由を萎縮させることとなります。これらのテクノロジーは、その存在自体が私たちの権利を侵害するものであり、悪用を排除するような効果的な監督は不可能であるため、公共のアクセス可能な空間での使用を完全に禁止する以外に選択肢はありません。

使用禁止とはどのようなことか。

監視技術の中には、ソリューションよりもはるかに多くの問題を引き起こすことが避けられないような危険な技術もあります。集団監視や差別的な標的型監視を可能にする顔認識や遠隔生体認識技術に関しては、悪用される可能性があまりにも大きく、その結果はあまりにも深刻です。



疑う余地はありません。人権と市民的自由の保護のためには、国、州、省、市、地方、その他の政府、そのすべての下部組織と当局、特に法執行機関と国境管理機関が、公共のアクセス可能な空間でこれらの技術を使用することを禁止する必要があります。これらの機関は、これらの技術を使用しなくても安全を維持するのに十分な人的および技術的リソースをすでに持っています。

人権団体のグローバルネットワークとして、私たちは、各国が、それぞれの憲法、慣習、または法制度の下、それぞれのやり方で人権を尊重する解決策を見出すことを認識しています。

しかし、どのような手段であれ、公共のアクセス可能な空間で人々を監視、識別、追跡、分類、追跡するためにこれらの技術を使用することを全面的に禁止する必要があります。

以上の理由から、私たちは以下のことを求めます。

-
1. 世界中のあらゆるレベルの政府の政策立案者および立法者は、以下のことを行うこと。
 - a. 集団監視や差別的な標的型監視を可能にする顔認識や遠隔生体認識技術の利用に対するすべての公的な投資を中止すること。
 - b. 以下のような包括的な法律、法令、規制を採用すること。
 - i. 国、連邦政府、州政府、地方政府、市政府、地方自治体、その他の政治的下位組織の政府（その機関、部局、事務局、省庁、行政機関、委員会、委員会、局、またはその請負業者、その他の下位組織や当局を含む）による、またはそのために、公共交通機関を含む公共空間または公共のアクセス可能な空間を監視するために、これらの技術を使用することを禁止すること、特にあらゆる種類の法執行機関、犯罪捜査機関、国境管理機関、情報機関に重点を置いて禁止すること。
 - ii 大規模な監視や差別的な標的型監視に繋がりをため、公共空間、公的にアクセス可能な空間、公共の宿泊施設における民間によるこれらの技術の使用を禁止すること。このような使用は、公園、学校、図書館、職場、交通機関のハブ、スポーツスタジアム、住宅開発での使用を含むがこれらに限定ない。
 - iii 政府機関、特に法執行機関が、民間企業やその他の民間人によるこれらの技術の使用から得られるデータや情報を使用したりアクセスしたりすることを禁止すること（ただし、監査やコンプライアンスの確認を目的とする場合を除く。）。
 - iv 住宅、雇用、社会的給付、医療など、経済・社会・文化的権利に関連する意思決定にこれらの技術が使用されないようにすること。
 - v. これらの技術およびそこから得られる情報を、人々を刑事訴追または告発、投獄または拘留するための証拠から排除すること。
 - vi. 政府による、民間企業が保管しているバイオメトリクス情報へのアクセスを制限すること。



- c. 政府および国家機関がこれらの技術を、集団監視や差別的な標的型監視の目的で調達することを禁止する規則を制定すること。
- d. 宗教的、民族的、人種的マイノリティや政治的反体制派などの疎外されたグループに対する集団監視や差別的標的型監視のために、顔認識技術や遠隔生体認識技術を使用することをやめること。
- e. 知らずにこれらの技術の対象となった個人や、デュープロセスの権利を行使して技術の使用に意義を申し立てる機会が与えられなかった個人に対して、これらの技術の使用を開示することを義務付けること。
- f. これらの技術の使用によって損害を受けた個人に適切な補償を提供すること。

2. 裁判所および司法官は、これらの技術の使用から生じる人権への脅威が存在することを認識し、これらの技術の使用を防止し、必要であれば、これらの技術の使用によって生じた損害を救済するために行動すること。

3. データ保護および消費者保護機関を含む行政機関は、企業にこれらの技術の使用を止めるよう求めることを含め、プライバシーおよび消費者の権利を保護するためにその全ての権限を行使すること。

最後に、私たちは、顔認識および遠隔生体認識技術がもたらす脅威は、すべての国や政府だけでなく、国際・国内レベルでの他の重要なアクターによっても取り込まれるべきであることを認識しています。そのため、私たちは次のことを呼びかけます。

1. 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) などの国際機関は、世界中のコミュニティを監視するために顔認識および遠隔生体認識技術が開発・使用されている現状に抗い、非難すること。

2. 顔認識および遠隔生体認識技術を開発または使用する民間団体は、以下のことを行うこと。

- a. 集団監視や差別的な標的型監視を可能にする顔認識・遠隔生体認識技術の製造、開発、販売、使用を中止することを公的に約束すること。
- b. 集団監視および差別的標的型監視を可能にする顔認識および遠隔生体認識技術の製造を直ちに中止し、データベースを構築するために使用された不正に取得された生体情報および当該情報に基づいて構築されたモデルや製品をすべて削除すること。
- c. これらの技術の提供に関するすべての政府契約 (停止中、進行中、または作成中のものを含む) の詳細を記載した透明性報告書を発行すること。
- d. 集団監視や差別的な標的型監視を可能にする顔認識や遠隔生体認識技術の開発に異議を唱えたり拒否したりする活動を職場で組織化した労働者と有意義な対話を行い、報復を行わないこと。

3. テクノロジー企業の労働者は、労働組合の支援を得て、可能な限り、顔認識および遠隔生体認識技術の開発や販売に反対する活動を、職場で組織化すること。



4. 投資家と金融機関は以下を行う。

a. 顔認識および遠隔生体認識技術を開発・販売している企業への現在および将来の投資について、人権デューデリジェンスを行い、これらの技術が人権と相容れず、集団監視や差別的な標的型監視を可能にしている点を明らかにすること。b. 投資先の企業に対し、集団監視や差別的標的型監視を可能にする方法でこれらの技術を開発、開発、販売、またはその他の方法で利用可能にすることをやめるよう求めること。

5. 人権団体への資金提供者は、法廷で被害の救済、地方、州、省、国、連邦、多国間、地域、国際的なシステムでの政策立案に積極的に関与する非政府組織や市民社会組織による訴訟やアドボカシーのための資金を確保すること。

結論

私たちは、世界中の市民社会、活動家、研究者、その他の関係者に、この書簡に署名していただき、私たちの人権と市民的自由が守られるよう、公共のアクセス可能な空間でのこれらの技術の使用を現在から将来にわたって禁止する闘いに参加していただきたいと思います。このイニシアチブを支援する方法については、banBS@accessnow.org までお問い合わせください。

accessnow.org/ban-biometric-surveillanceでは、署名者の全リストをご覧いただけます。この声明は、Access Now、アムネスティ・インターナショナル、European Digital Rights (EDRI)、Human Rights Watch、Internet Freedom Foundation (IFF) Instituto Brasileiro de Defesa do Consumidor (IDEC)が起草しました。